

モンゴル伝統スポーツにおけるナーダム法に関する一考察 ——法が目指す伝統スポーツ「像」とその目的——

井 上 邦 子 (奈良教育大学) *

A study of “Naadam Law”, which affects the concept of traditional sports in Mongolia

Kuniko Inoue (Nara University of Education) *

(2019年5月21日受理)

Abstract

Mongolian traditional sports festival, “Naadam”, has been changing in its appearance rapidly. The transformation of the festival is affected by the law, that is approved in 2003, and is called “Naadam Law”. But there is no study that mentioned about relationship between Naadam and the law. This study focused on the law, aimed at clarifying how Mongolian state positions the traditional sports by the law and how the state forces the concept of Naadam on Mongolian citizens as common experiences. This research is based on field survey included interview conducted from 2012 to 2017.

As a result, this study clarified that the Naadam law was made to emphasize following two points. One is that Naadam is authorized by “Independent Mongolian State”. The other is that Naadam law also authorizes the importance of the president’s role as the head of the state. The purpose of the law is exteriorized in the opening ceremony of the Naadam Festival, that is positioned as a national event.

This study also mentioned that the law conducts the style of “three kinds of sport”. For example, the law aims to exclude injustice behaviors, that is used to be in former festival, and aims to compete themselves under the equal, safe conditions.

Furthermore, the law considers that “dope” will be more severely punished. From these points above mentioned, the law seems to change the style of the festival “Naadam” from original, traditional sports based on unique Mongolian culture to modern competitive sports. Therefore, it is a historical turning point for Naadam to approve the law.

キーワード：モンゴル伝統スポーツ, ナーダム祭, ナーダム法

Key Words: Mongolian traditional sports, Naadam festival, Naadam law

1 序論

モンゴル国において相撲、競馬、弓射などの伝統スポーツは、特に「男の三種の競技(エリーン・ゴルバン・ナーダム)」と呼ばれ、13世紀には軍事的鍛錬を目的に行われ、17世紀以降はチベット仏教の指導者活仏を祝す儀礼として行われてきた¹⁾。その後1921年から導入された社会主義体制、さらには90年代前半からの民主化という社会的変化を経験し、それに伴って伝統スポー

ツの様式も変容している。そして国民に変わらぬ人気を誇るこれらの三種の競技は現在も7月に行われるナーダム祭において行われている。

そうしたナーダム祭についての先行研究には、例えばバー・ボルドーの論考がある。ボルドーはナーダム祭が「民族性」「自律性」を貫き、観光化に「抵抗」する形で行われていると捉え研究を行っている²⁾。また拙著『モンゴル国の伝統スポーツ』では、ナーダム祭に積極的にチンギス・ハ

ンを象徴的に登用し、民族統合と民主化のシンボルとしたことについて明らかにした。そうしたシンボルとしてのチンギス・ハンは、また、ナードム祭を観光資源とする際にも積極的に登用されており、いわば「伝統の創造」ということができる³⁾。さらに拙稿「身体に向かうグローバリゼーション—モンゴル国 伝統スポーツの事例より—」⁴⁾では力士の練習方法が変化していることについても考察を行っている。モンゴル相撲は伝統的に、力士が毎日トレーニングを行うという慣習がなかったが、1990年代以降マシン等をつかったトレーニングを行いプロテインなどのサプリメントで筋肉増強を目指すようになってきていることについて指摘している⁵⁾。それは、力士の身体観が民主化以降変化したということであると結論付けた。また、拙稿「モンゴルにおけるスポーツ文化のグローバリゼーション—〈世界〉へ参入する手法としての「スポーツ」—」⁶⁾では、グローバリゼーションの影響を受けたナードム祭に関する文化が、アメリカ合衆国等の企業の進出で独自の「伝統」が変化していることについても述べた⁷⁾。

こうしたモンゴルの伝統スポーツは、社会主義時代には禁忌とされてきたチンギス・ハンというヒーローを復活させることで民族意識を高めたり、時には観光資源としての役割を果たしてきたりして変化してきたといえる。また、世界のグローバル化の影響を受けたモンゴル国が、海外企業の影響を受けて、これまでのナードムの「伝統」を変化させてきたことについても明らかにした。

こうしたナードム祭は、2010年ユネスコの世界無形文化遺産に登録されている。現在、その運営の基本となるのは、2003年に施行された通称「ナードム法（Монгол улсын хууль үндэсний их баяр наадмын тухай モンゴル国法律 民族大ナードムに関して）」⁸⁾（以下「ナードム法」と記載）である。同法は、国家がナードム祭に関して初めて法を制定したものであり、そうした意味において歴史的にも重要な資料であるといえる。よってこれに着目することによって、モンゴル国が伝統スポーツをどのように位置づけようとしているかが考察できると期待できる。しかし、同法に着目し研究対象とした先行研究は管見ながら見当たらない。また、モンゴル国内における伝統スポーツに関する研究においては、各競技別の論考が主であり、近年ではチョグト、ブヤンデルゲル著『モンゴル相撲——文化』⁹⁾（2012）やブヤンデルゲル編『モンゴル相撲研究の現在と未来』¹⁰⁾（2017）などがあるが、伝統スポーツ全般もしくはナードムの歴史研究については比較的少なく、しかもナードム法を主眼にのいた研究は見当たらない。

そこで本論では、モンゴル伝統スポーツの歴史を考察する上でひとつの転換点であると考えられる「ナードム法」に着目し、同法を制定させることでモンゴル国家がどのような伝統スポーツ像を目指しているのかを明らかにしようとする。またその実際の事例として、開会式や各競技のルール、開催様式について取り上げ、具体的な変化と法の目的の関連性について明らかにすることを目的とする。なお、本研究は主に2012年から2017年までに行った現地調査をもとにしている。

2 ナードム法の目的

2-1 国家の祝祭としての位置づけ

ナードムに関する法律“Монгол улсын хууль үндэсний их баяр наадмын тухай（モンゴル国法律 民族大ナードムに関して）”は、2003年6月19日付で発布、同日施行され、それ以降、この法に基づきナードムを運営することになった。また、その一部は2007年、2014年、2017年に改訂されている¹¹⁾。同法は5つの章から成り立っており、第1章では同法の目的などについて、第2章では儀式に関する規則、第3章は三種の競技に関する規則、第4章では祝祭の運営に関する事項について、第5章でその他の規則（法に違反したときの罰則や、疑義が生じた時の解決方法等）について定められている¹²⁾。

まず第1章において、首都ウランバートルで行われる国家規模のナードムは、「民族（ウンディシーン）大（イフ）ナードム」（以下「国家ナードム」）と定められている。ここで注目しておきたいのは、「ナードム祭を催すのは独立した（тусгаартогтнол）全権を有した（бүрэнэрхт）モンゴル国家である」と記されていることである（第1章2-1）。

ここで、「独立し全権を有した」国であることが強調されていることから、ナードム祭が国家主催の祭典であることより、モンゴル国が独立し全権を有した国家である点に力点が置かれていることが見て取れる。1997年に実施したナードム祭組織委員への調査（1997年7月11日調査）では、当時のナードム祭は人民革命勝利記念として行われていたものが徐々にその目的が「革命記念」を強調することが希薄となってきており、以降は「国家の独立」を祝す意味を残していく方針であるとされていた¹³⁾。それは、2003年に制定した同法に「革命記念」という文言は見当たらず、国家独立が明示されていることから窺える。このことから、1997年の組織委員会の方針が、2003年に制定した同法に反映され明文化された形になっているといえよう。

また同法は、国家ナードムは県や村などの地方ナードムから成り立っており、日程は法律で

定められ、行う場所の決定も内閣と市の行政で行う旨が明記されている¹⁴⁾。さらに国家の重要な歴史的記念日——例えば「国家」成立にかかわる出来事（チンギス・ハン誕生等）、国の重要機関（モンゴル国軍、国境警備隊や警察組織等）の成立、独立・革命記念等（満州族からの独立、社会主義革命等）——の 5 周年、10 周年などの区切りのよい周年や、ゾロ目がそろう年（例えば 77 周年や 999 周年等）には、国会の特別会議で決定されたのち、特別で大規模なナードムが祝祭として行われることが示されている¹⁵⁾。

以上のことから本法律は、国家ナードムが地方ナードムを統括したものであり、その祭典の主導者は「独立したモンゴル国」であることを国内外に提示するという役割を果たしていることが分かる。そもそも当該国は、中華人民共和国とロシアの大国に南北から挟まれ、苦難の歴史を経験し、現在においてもその緊張感は途絶えることはない。こうした国家の地政学的な事情を考え合わせると、ナードム祭が独立国家を明示する機会のひとつとして位置付けられるのは必然ともいえよう。

また、第 2 章にはナードム祭の儀式について記されている。これまでナードム祭儀式に関してはナードム組織委員会で決定されてきたが、基準となるルール整備がなされておらず、主催者が明確にされてこなかった¹⁶⁾。そうしたなか同法では開会・閉会の宣言は大統領によってなされることが明記された¹⁷⁾。またナードム祭期間に、大統領が国家独立に貢献した英雄やその子孫、功績を残した退役軍人、優秀な遊牧民などを集めて食事会を行う旨も記されている¹⁸⁾。さらには、祭りの前日に行われるコンサートに、国会議員や国の各組織の代表が参加することを義務付けられるなど、同法によってナードム祭儀式の主催者と参加者が明確になった¹⁹⁾。

また競技ルールに関しては、法の制定前までは各競技組織が独自で運用させていた²⁰⁾。しかし、同法では第 4 章 11-1 で「ナードムを運営することに関し、内閣は次の権利を有する」²¹⁾とし、同章 11-1-1 では「相撲、競馬、弓射のルールは、各組織委員会の意見を鑑みながら制定する」²²⁾と定められた。さらに、資金予算の承認、賞品の決定権も内閣が持つようになった²³⁾。また、ナードム祭の運営をするナードム組織委員会の会長は内閣構成員が、副会長は市長が務めることが定められた²⁴⁾。さらに、一定の優秀な成績を収めた競技者には「称号」が与えられるが、その称号候補者は組織委員会が大統領に推薦し、大統領が授与することが明記された²⁵⁾。

このように、ナードム祭が「独立したモンゴル国」によって主催され、その代表である大統領が式典を取り仕切ることが明確にされていること

は、国家の祝祭としてのナードム祭の位置づけを物語っている。こうしたナードム祭における大統領の権限が明らかになったということは、国外にモンゴル国家の独立を表明するだけでなく、国民にとっても祝祭を執り行う長を確認する機会になる。またルールや予算などナードム祭の重要な権限を内閣が持つことが表明されている²⁶⁾ことも、ナードム祭が国家の政治と不可分でない行事であることを表明している。すなわち同法が、ナードム祭に関する組織と権限に関して明確に定めることによって、ナードム祭は「モンゴル国」が主催する国家の祭典であることを宣言しているといえる。

2-2 祝典にみる民族融合と独立国家記念としてのナードム祭

前項でみたようにナードム法は、独立した「モンゴル国」が主催し、ナードム祭に関する組織と権限が明確に定められていた。では、現在の国家ナードムは、どのようにそれを具現化しているのだろうか。

2016 年の調査によるとナードム祭は、前日に民族衣装デールを着用して市内中心にあるチンギス・ハン広場（旧スフバートル広場）で行われる「デールティ・モンゴル」というイベントから始められる。この催しは、居住区毎に隊列を組み、民族衣装を着て行進するというもので、中には少数民族の衣装を着用する人々も存在する。こうして民族衣装を着用して行進すること自体を祝典に盛り込むということは同法制定後の 2006 年からの試みである²⁷⁾。すなわち、居住区毎の連帯を形成すると同時に、モンゴル国家の下に居住する少数民族集団も含めたすべての民族が一堂に会し、ナードム祭を盛り上げるという趣旨が垣間見られる。



写真 1 「デールティ・モンゴル」における様々な民族衣装をつけた行進（筆者撮影）

その翌日であるナーダム祭初日（7月11日）は、ウランバートル市内にあるナーダム・スタジアムにおいて開会式が行われる。最初到大統領ツァヒアギーン・エルベグドルジ（2016年調査当時）が挨拶を行う。その中で「当年は、1911年満州族から独立した105周年記念であり、1921年社会主義革命から95周年、匈奴時代の“国家”ができた2225周年記念と3つの周年が重なった記念すべき年」であることが強調された²⁸⁾。よって、普段なら512名の力士が参加する相撲の試合は、その倍である1024名が参加する大規模な大会にすることを宣言している²⁹⁾。また、開会式当日市内ではASEM（アジア欧州会合）も同時に開催されていたことから、挨拶の中ではそのことにも触れ、国際社会においてモンゴル国が重要な役割を果たしていることをナーダム祭の場でアピールすることになった。すなわち、大統領の挨拶は「モンゴル国家の独立」を宣伝する意図があり、ナーダム祭はそれを国内はもとより国際的に発信する機会として位置付けられていることが分かる。

2-3 ナーダム開会式にみる「国民共通体験」としての歴史

ナーダム祭の開会式においては、モンゴル国家の歴史をなぞるパフォーマンスが行われる。以下に2016年7月11日ウランバートル市ナーダム・スタジアムにおいて行った現地調査をもとに、具体的な内容について述べることにする。

最初に登場するのは、13世紀チンギス・ハン時代の衣装や装備を身に付けた人々であり、シャーマンの踊りなども披露された。ナーダム祭の歴史の「起源」をチンギス・ハンに想定されていることは先行研究においても述べられている³⁰⁾が、開会式においても「国家の歴史」の源流と

してこの時代が想定されていることが分かる。

続いてチベット仏教の仮面舞踏「チャム」の衣装をつけた人物が登場している。木村理子の研究³¹⁾によると、現在のチャムは従来の伝統文化を作り変えて、社会主義時代後期に新たに形成された様式で、これを民主化以降はモンゴルの「伝統文化」として公演しているという。その機会は、外国人観光客を対象とした劇場や、国賓歓迎行事などであり、そのひとつにナーダム祭開会式も挙げられる。こうした機会に踊られるチャムは、いわば国家建設期に意図的に創られたものであり、国家のアイデンティティに関わる「民族の伝統」の再認識に繋がるといえる。開会式ではその後、社会主義時代直前に当地を支配した活仏ボグド・ハーンが登場している。ボグド・ハーンは1911年に清朝から独立した際の皇帝でもあり、モンゴルの最後の活仏である。橋誠によれば、1911年に誕生したボグド・ハーン政権は現モンゴル国の礎であり、当国が清朝判図内にあって中国に包含されていない唯一の独立国であることを考えると、ボグド・ハーン政権の歴史的重要性は明らかであると述べている³²⁾。そのボグド・ハーンを推戴し革命を起こしたのが、1921年のモンゴル人民革命である。その際の革命運動の英雄スフバートルが、開会式では次に登場している。そして当時の若者の衣装をつけダンスを行うパフォーマンスを行う。この革命がおこった1921年はナーダムにおいても重要な起点とされ、第何回ナーダムと数える際にも当年が初年であり、祭りの期日も革命が起った7月11日に設定されている³³⁾。この1911年のボグド・ハーン政権誕生と1921年のモンゴル人民革命は、モンゴル国歴史において、外国勢力の支配から独立した重要な二つの革命とされているが、これが揃って開会式に登場することで、



写真2 チンギス・ハン時代の衣装を身につけた
開会式のパフォーマンス（筆者撮影）



写真3 チベット仏教の仮面舞踏「チャム」
（筆者撮影）

ナーダム祭が国家の独立を祝う祭典であることを国民にとって分かりやすく現前化させ、国民共通の歴史として再認識する経験としていることが分かる。

その後開会式では、1981年にモンゴル人がはじめて宇宙飛行士となったことを象徴して、ロケットの風船が上げられ、国の近代化の歴史が再現された。さらには、子どもたちがディズニーキャラクターや任天堂ゲームキャラクターらのぬいぐるみとともにダンスを披露し、1990年代以降の市場経済化された現代社会が表現されていた。最後に飛行機からパラシュート隊が国旗や市旗、スポンサー企業（銀行など）の旗をもって落下し、会場を盛り上げた。こうした民主化後の国家の状況を示すアメリカや日本文化の象徴を登場させることで、分かりやすく国民に市場経済導入後の繁栄を印象づける場面だということがいえる。

このように、開会式のセレモニー後のショーでは、チンギス・ハン時代を歴史の起点として、社会主義革命、民主化の繁栄へと時代をなぞることで、モンゴル国家の「歴史と伝統文化」を国民が共有できるような催しになっている。こうした催しが、ナーダム法が第1章の目的で定めていた「独立国家」としてのモンゴル国を、国内外にアピールする機会となっていることが指摘できる。

3 ナーダム法が目指す三種の競技「像」

3-1 ナーダム法制定の背景

本論で着目しているナーダム法の制定以前には、各競技組織委員会において相撲・競馬・弓射に関するルールはあったものの、それらは変則的で頻繁に変更される一時的なものにすぎず、定まったルールといえるものは存在しなかった。そのため、力士たちが安心して相撲をとれない状況に陥っていたとの指摘からも窺えるように³⁴⁾、同法が制定された背景のひとつには、国民的人気を誇る相撲を取り巻く不安定な環境があり、その改善策として明文化された法律によるルールの制定必要性が、同法の制定を促したことが見受けられる。

また、当時の力士人口の爆発的な増加も同法制定の理由のひとつとして挙げられる。1990年代から問題となっていた遊牧民の定住化に伴うウランバートル市の人口増加は、遊牧の仕事を辞め首都圏に定住するために「力士」を「職業」とする若者の増加にも表れた。2014年に行った力士へのインタビュー(B氏)によると、1990年ごろからはナーダム祭以外でも年間を通じた相撲試合の機会が増え、その際の賞金額も上がったため、2000年前後には力士が爆発的に増加したことが窺える。その様子は、「プロ」の力士と

して、当時急速に発達したインターネットを介してアメリカ合衆国のトレーニング方法を学び、筋力トレーニングなども積極的に取り入れるところまで及んでいたとされる³⁵⁾。

また力士の人口増加は、専門的に相撲を学べる大学の相次ぐ開学からも見受けられる。もともと1960年に開学された国立の相撲大学は1校あったが、その後1990年代に力士養成系大学(私立)が5校開校している³⁶⁾。それらの卒業生も含めて、現在、モンゴル相撲では、「ゾドグ(力士の衣装のチョッキ)を持つ者」は約5万人いるといわれている。さらに、モンゴルではいわゆる「プロ」という制度はないが、「ホロー」と呼ばれる力士の組織に所属する力士は、少なく見積もっても現在1500人は下らないほどに増えているという³⁷⁾。日本の大相撲の力士が番付外の力士を含めても700名程度であることを考えると、総人口が約300万人(日本の人口の3%以下)のモンゴル国で、力士の人口の多さが見て取れる。

1990年代までの相撲は、いわゆる生活費を稼ぐ手段ではなく、力士と呼ばれる人々も別の職業を持っていた。しかし、1990年以降力士が急増したのは、全員が相撲を専業にすることはできないにせよ、ビックマネーを稼ぐことを夢みる舞台が整っていたことに起因するともいえる。それは、トヨタ自動車の高級SUV「ランドクルーザー」を優勝者賞品とする現在のナーダム祭にも引き継がれている³⁸⁾。このような相撲のいわゆる「プロ化」も、これまで不文律で成り立っていた試合に、法律が介入せざるを得ない状況を招いた一因であろう。

さらには、ドーピング問題もナーダム法制定の理由のひとつとして挙げられる。ナーダム祭では、同法制定前の2001年よりドーピング検査が実施されていたが、徹底されず、罰則も曖昧だったため、ルール化する必要があったと力士たちは指摘している³⁹⁾。実際、ナーダム法では2007年7月6日の改訂によって力士のベスト16、弓射競技においてトップ3名はドーピング検査が義務付けられている(第3章10-2)⁴⁰⁾。また、この検査を拒否した場合は、ドーピングを行ったこととみなすことも記された(同10-9)⁴¹⁾。そして、ドーピング違反をした場合は、ナーダム祭で与えられた称号をはく奪し、2年間ナーダム参加を禁止することが定められている(第5章14-1~3)⁴²⁾。こうしたことを鑑みると、ナーダム法制定にはアンチ・ドーピングの徹底も意図されていることが分かる。

3-2 ナーダム法が促す近代競技スポーツ化

モンゴル相撲はトーナメント方式で試合が行われるが、ナーダム祭の際にのみ、勝ち数に応じた称号が与えられ、一度与えられた称号は降格

することなく一生持ち続けられることになっている。2003 年のナーダム法によって、これまでの相撲の称号に新しく 2 つが付け加えられることになった（第 3 章）⁴³⁾。通常相撲は 512 人の力士で行われるが、同法施行以前では 4 種の称号が授与されていた。その称号は、5 回戦に勝利するとナチン（ハヤブサ）、7 回戦に勝利するとザーン（象）、優勝する（9 回戦勝利）とアルスラン（獅子）、アルスランの称号をもった者が再度優勝するとアブラガ（巨人）の称号が授けられていた⁴⁴⁾。しかし同法施行以降は、6 回戦に勝利するとハルツァガ（鷹）、8 回戦に勝利するとカルデ（想像上の鳥、ガルグダ）の 2 称号が加えられた⁴⁵⁾。こうした称号追加には、試合における「不正問題」が隠されていることが今回のインタビュー調査によってあらわになった⁴⁶⁾。

そもそもモンゴル相撲においては、5 回戦以降、称号の高い力士が対戦相手を指名できるシステムになっている。それゆえ、すでにナチンの称号をもっている力士がこれから称号をねらう力士を指名する場合、賄賂を受け取ったり懇意にしていたりする指名力士が意図的に負け、相手に称号を取らせることが可能である。これまでのルールでは、5 回戦を突破し 6 回戦で勝利しても称号は変わらなかったことから、こうした「不正」が起りやすい環境であったといえる。また、モンゴル相撲の慣例として、同郷の若手力士を指名し勝たせるようにお膳立てをして称号をとらせるということもあった。こうしたいわば「勝敗に関する不正問題」は、「現代のスポーツとしてそぐわない」という考え方から、6 回戦や 8 回戦の勝利によって新たな称号を授けることにより、より真剣勝負を促そうとしていることが見て取れる⁴⁷⁾。

ただ、こうした相撲の勝敗に関する不正の問題は、ともすると近代競技スポーツの基準の適用であるともいえ、モンゴル相撲独自のこれまでの価値観においては、単純に「不正」と言い切れない部分を含んでいる。例えば、同郷の若手の力士を対戦相手に指名し、意図的に負けて若手の力士に称号をとらせるという事実だけを考えると「八百長」ということになるだろう。ただモンゴル相撲の力士は、いわば「土地の神」的な存在で、故郷の繁栄を担う役割にある。自分は高齢になったので故郷の繁栄を担う次代の力士に役割を譲ることを、「不正」の一言だけでは片づけられないだろう。しかし同法は、そうした伝統スポーツの慣習に、近代競技スポーツの価値観を反映させたといえる。

このように同法は勝敗に関する不正に対し厳格な態度を表明したといえる。また同様にルールの順守を義務として明文化した（第 3 章）。例えば、審判に従う、馬の年齢詐称を行わない（競

馬は馬の年齢別にレースを行う）、他の馬をむやみに追い立てない（長距離競走だということもあり、調教師や馬主などがレース中伴走するため、ライバルの馬を故意に邪魔したりすることがこれまで問題になっていた）などが明記され義務として記された。こうしたことは、以前も不文律としてルールはあったものの、違反したときの罰則など明確に定められたものがなかった。しかし同法第 5 章で、それに違反したときの罰則（称号、賞金のはく奪、参加禁止など）が示され、結果ルールの厳守が示されることになった⁴⁸⁾。

このようにルール厳守の徹底の一方で、競技者の権利についても配慮されるようになった。同法第 3 章 10 では、力士、調教師、射手の義務と権利についてまとめている。その中で権利として挙げられているのは、ナーダムの際に発生した結果が不服な場合は、再確認依頼が保障されるということである⁴⁹⁾。ルール厳守の義務だけではなく、競技者の権利も配慮され、バランスをとろうとしていることが分かる。

また「安全」についての配慮も明記されるようになった。これまで競馬における騎手は、5 歳から 12 歳くらいの子どものが務める慣習にあった。これは体重の軽い子どもを騎手にすることで馬に対する負荷を軽減する目的で伝統的に幼い子どもが務めてきたが、同法第 3 章 8-2 においてその年齢を 7 歳以上と規定された⁵⁰⁾。幼少の子どもが騎手を務めるモンゴル競馬の特徴を残しつつも、就学前の幼児は安全上問題があると考え規制されたものである。また、騎手となるときには傷害保険に加入することを義務とすることが定められた。

このようにナーダム競技は同法によって、勝敗に関する不正の防止、ルール厳守の徹底、競技に参加する選手たちの義務や権利、安全性が規定されるようになった。こうしたことは、モンゴル国が伝統スポーツを、モンゴル独自の価値観のもとで特有の文化として成立させることを最重要視しているのではないことが分かる。伝統スポーツに一種の「モンゴルらしさ」は残しつつも、いわゆる「近代社会」の倫理を反映させ、近代競技化させるべく舵を切っているということがいえよう。

3-3 ナーダム法が貫くアンチ・ドーピング

前項でナーダム法が伝統スポーツの「勝敗に関する不正」の排除を目指していることを述べたが、もうひとつの事例として、先述したようにアンチ・ドーピングの規定が定められたことが挙げられる⁵¹⁾。同法が施行される以前の 2001 年よりドーピング検査は行われていたが、違反したときの罰則も明確にされておらず不徹底であ

った。そして海外に依頼せざるを得ないドーピング検査は、高額な費用がかかることから定着しづらいのが現実であった⁵²⁾。しかし、同法ではドーピング検査は義務とされ、それを拒否した場合は違反したものとみなすとされている⁵³⁾。これは WADA(世界ドーピング防止機構)が採用している世界アンチ・ドーピング規程の基準と考え方は同様である。また違反した場合は、称号をはく奪され、当年大会の出場停止はもちろん、それ以降 2 年間ナードムに参加することが禁止される⁵⁴⁾。こうした罰則を含めた規則が決められたことにより、アンチ・ドーピングが徹底される第一歩となった。

ただし、同法のドーピング規程には課題が多いと指摘されている⁵⁵⁾。まずは、どういった薬がドーピング違反なのか(WADA の規定に基づくかどうか)が示されていない。さらに、処罰が適応のたびにぶれてしまうことが挙げられている。例えば、2017 年ナードムは 2 名のドーピング違反者が出ている。一人は、称号をはく奪され、もう一人は、称号をはく奪されず 1 年間の出場停止という処分が下されたという。こうした不平等な処罰に対して、説明がなされないばかりか、年によってこうした処罰が変更になるという。こうした状況は課題も多いことが競技者の間で指摘されている⁵⁶⁾。

こうした課題は多々あるものの、アンチ・ドーピングへの志向はナードム法制定の大きな動力となったことが調査によって明らかである。そもそもナードム祭はアニミズムを基盤とした土地神を祀る儀礼に起源があるとされている。その基盤には、モンゴル独自のコスモロジーが影響されており、遊牧生活の一年のサイクルに位置づいたかたちで伝承されてきたものである。ナードム祭が行われる 7 月は家畜の乳が豊かな時期であり、遊牧文化の伝統として、その乳を使って作った馬乳酒を味わう馬乳酒祭りもナードム祭に兼ねて行われてきた。そもそも長時間の取り組みを特徴とするモンゴル相撲(以前は、ひとつの取り組みが 4~5 時間もめずらしくなかった)は、観戦者はもちろんのこと、試合中の力士も馬乳酒を飲みながら取り組む様子が当たり前とされていた⁵⁷⁾。そうした遊牧文化を基盤とし、アルコール度数は低いとはいえ、飲酒をしながら相撲に興じる伝統文化において、アンチ・ドーピングの考え方は対照的であると考えられる。今回のナードム法によってその徹底を目指しているところに、モンゴルの伝統スポーツを独自の文化の基盤とは切り離す形で近代競技スポーツ的な「平等で不正のない」競技へと変化させようとしている歴史的転換点を見ることができ

4 結論

モンゴル国は、伝統スポーツの祭典ナードム祭について 2003 年に初めてナードム法を定め、それに則して運営を行った。ナードム法制定以前は、ナードム祭は「人民革命勝利記念」を意識し行われてきたが、同法には「革命記念」の文言はみあたらず、独立国家を国内外に提示する目的でナードム祭を行おうとする意図が見受けられた。こうしたことは、ナードム祭の開会式で、チンギス・ハンを登場させたり、国家形成期に創造された民族文化「チャム」や、国家独立の象徴である 2 つの革命の重要人物を登場させたりするなど、国民が国家独立と民族融合の意識を共有できるような催しとなっていたことから分かった。

このようにナードム法はモンゴル国自体の状況を反映した内容となっているが、同法が制定された背景には、当該文化の伝統スポーツの状況も影響していた。これまでナードム祭で行われていた 3 種の伝統スポーツは、変則的で頻繁に変更される不安定なルールで行われてきた。しかし遊牧民の定住化などの影響で力士人口の激増があり、法律によるルールの制定が必要になったと考えられる。そうした伝統スポーツの状況から、同法ではルールが明確化され、各競技の「勝敗に関する不正」を排除し、より平等に安全に競技を行うことが明文化された。また、アンチ・ドーピングに対してもより明確に厳罰化されるようになった。こうしたことは、ナードム法が伝統スポーツを、モンゴル独自の文化を基盤としたオリジナルのものとして成立させようとしているのではなく、より「近代競技スポーツ」化に移行させようとする歴史的転換点になったことが指摘できた。

【付 記】

本研究は、2012 年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金(基盤研究(C))課題番号:24500742)を得て行った研究成果の一部である。

【註および引用・参考文献】

- 1) P. Зориг“Монгол ардын спорт” Улаанбаатар, 1960, pp.7-19
- 2) バー・ボルドー「観光に「抵抗」する文化—モンゴルのナードム」、『体育の科学』,日本体育学会,49-7,1999, pp.558-563
- 3) 井上邦子『モンゴル国の伝統スポーツ』,叢文社,2005
- 4) 井上邦子「身体に向かうグローバリゼーション」,『神戸市外国語大学研究年報』50, 2013, pp.25-33
- 5) 前掲 4) pp.30-31

- 6) 井上邦子「モンゴルにおけるスポーツ文化のグローバリゼーションー〈世界〉へ参入する手法としての「スポーツ」ー」, 『外国学研究』91, 神戸市外国語大学, 2015, pp.23-37
- 7) 前掲 6)
- 8) <http://www.legalinfo.mn/>, 2017 年 9 月 12 日参照
- 9) Б.Цогт Б.Буяндэлтэр“ Монгол Бөх-соёл ” арьай print ,2012
- 10) Б.Буяндэлтэр“ Монгол бөх судлалын өнөө байрзүй”Соёмбо принтинг,2017
- 11) 2003 年に施行されたナーダム法は、2007 年 7 月 6 日付、2014 年 6 月 13 日付、2017 年 2 月 9 日付で一部改訂が行われている。

2007 年の改訂では、通常とは別の大規模なナーダム祭を行った際の取り決めが追加された。特別なナーダムには 1024 名の力士が出場するが、その際の称号の与え方（第 3 章 7-2～7-10 の追加）やそれに伴う修正が行われた（第 3 章 7-1 の文言の一部削除）。また、競馬に関しては、オヤチ（調教師）には正月に称号が与えられ（第 3 章 8-7）、その登録について（第 3 章 8-8）改訂された。また、年齢別競馬レースの 6 位から 10 位の馬も国民に発表されるようになることが付け加えられた（第 3 章 8-9 の改訂）。また、ドーピングに関して、力士上位 16 名と射手上位 3 名がドーピング検査することが追加され（第 3 章 10-2）、運営側にもその義務が明記され（第 4 章 12-4. 5）、ドーピング使用が発覚した際には称号や位を剥奪することが追加された（第 5 章 14-3）。

2014 年の改訂では力士の称号の変更が行われた。これまで「アブラガ（巨人）」の称号をもつ力士が優勝した場合には「ダライ（大海）アブラガ」という称号が与えられていたが、その取り決めが削除された（第 3 章 7-1-7 の失効、またそれに伴う文言の修正第 3 章 7-1-8）。

2017 年の改訂では、射手の称号の変更について改訂が行われた。国家のナーダムで 3 位になった射手には「ゴッツ（特別な）ハルワチ（射手）」、2 位には「ガルン（優秀な）ハルワチ」、優勝者には「メルゲン（名人）ハルワチ」という称号が与えられ、メルゲンの称号を持つものが再度優勝すれば「ダヤン（全き）メルゲン」、ダヤンメルゲンが優勝すれば「ダーヤール（全く）・ドーラサフ（有名な）・メルゲン」という称号、ダーヤール・ドーラサフ・メルゲンが優勝すれば「ダルハン（神聖な）メルゲン」という称号を与えるとしている（第 3 章 9-2）。またアイマグ（県）とソム（村）で開催されたナーダムにおいて優勝した射手は、県や村のメルゲンという称号、2 位の射手には「ガラムガエ（卓越した）ハルワチ」という称号、3 位の射手には「ゴッツハルワチ」という称号を与えることが追加された（第 3 章 9-3）。
- 12) 前掲 8) 2017 年 9 月 12 日参照、2003 年発布版。
- 13) 前掲 3) p.163
- 14) 前掲 8) 第 1 章 2-4、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 15) 前掲 8) 第 2 章 5-2、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 16) 2017 年 9 月 27 日ウランバートル市内 A 氏（ハルツァガの称号をもつ力士であり、指導者）への聞き取り調査による。
- 17) 前掲 8) 第 2 章 3-2、4-1、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 18) 前掲 8) 第 2 章 5-3、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 19) 前掲 8) 第 2 章 5-1、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 20) 2017 年 9 月 27 日における相撲関係者 A 氏インタビュー調査による。
- 21) 前掲 8) 第 4 章 11-1、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 22) 前掲 8) 第 4 章 11-1-1、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 23) 前掲 8) 第 4 章 11-1-5、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 24) 前掲 8) 第 4 章 12-3、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 25) 前掲 8) 第 4 章 12-4、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 26) 前掲 8) 第 4 章 11 および 12、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 27) 2016 年 7 月 11 日、ウランバートル市ナーダム・スタジアムにおける現地調査による
- 28) 2016 年 7 月 11 日、ウランバートル市ナーダム・スタジアムにおける現地調査による。
- 29) 2016 年 7 月 11 日、ウランバートル市ナーダム・スタジアムにおける現地調査による。
- 30) 井上邦子「儀礼における『歴史の始点』ーモンゴル国ナーダム祭の変容と現在ー」, 『椋山女学園大学研究論集』29 号（社会科学篇, 1998, pp.227-234
- 31) 木村理子『モンゴルの仮面舞儀礼チャムー伝統文化の継承と創造の現場から』（風響社 2007）や、木村理子「民主化後の「伝統文化」の継承ーモンゴルの『ツァム・ダンス』を事例としてー」（『舞踊学』第 38 号, 舞踊学会, 2015）などがある。
- 32) 橋誠「ボグド・ハーン政権ー近代モンゴルと中国ー」, 吉田順一監修『モンゴル史研究』, 2011, p.297
- 33) 前掲 3) p.162
- 34) 2017 年 9 月 27 日インタビュー調査（「ハル

- ツァガ」の称号もつ力士 A 氏) 実施。
- 35) 2014 年 9 月 22 日インタビュー調査 (ナチンの称号をもつ力士で大学教員 B 氏) 実施。
- 36) 2014 年 9 月 22 日インタビュー調査 (ナチンの称号をもつ力士で大学教員 B 氏) 実施。
- 37) 2014 年 9 月 22 日インタビュー調査 (ナチンの称号をもつ力士で大学教員 B 氏) 実施。
- 38) 2016 年 7 月 13 日オヤチーン・ナーダムにおける調査による。オヤチ (調教師) のためのナーダム会場で、今年のナーダムで優勝した力士がランドクルーザーに乗ってお披露目を行った。
- 39) 2017 年 9 月 27 日インタビュー調査において「ハルツァガ」の称号もつ力士 A 氏が指摘している。
- 40) 前掲 8) 第 3 章 10-2、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 41) 前掲 8) 第 3 章 10-9、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 42) 前掲 8) 第 5 章 14-1~3、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 43) 前掲 8) 第 3 章、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 44) 前掲 3) pp.178-179
- 45) 前掲 8) 第 3 章 7-1-2、および 7-1-4、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 46) 2015 年 9 月 14 日インタビュー調査 (アブラガ大学教員相撲指導者 C 氏) 実施。
- 47) 2015 年 9 月 14 日インタビュー調査 (アブラガ大学教員相撲指導者 C 氏) 実施。
- 48) 前掲 8) 第 5 章 14-1-1、14-1-2、14-1-3 (2003 年 6 月 19 日付発布版) および第 5 章 14-3 (2007 年 7 月 6 日付発布版) 2017 年 9 月 12 日参照。
- 49) 前掲 8) 第 3 章 10-7-2、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 50) 前掲 8) 第 3 章 8-2、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 51) 前掲 8) 第 3 章 10-2 (2007 年 7 月 6 日付発布版) 第 3 章 10-9 (2003 年 6 月 19 日付発布版) 第 5 章 14-3 (2007 年 7 月 6 日付発布版) 2017 年 9 月 12 日参照。
- 52) 2015 年 9 月 14 日インタビュー調査 (アブラガ大学教員相撲指導者 C 氏) 実施
- 53) 前掲 8) 第 3 章 10-9、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
- 54) 前掲 8) 第 5 章 14-1 (2003 年 6 月 19 日付発布版) では法に違反した者に対する罰則が示されている。また、14-1-1 では「当年のナーダムに参加させない」、第 5 章 14-1-2「当年のナーダムの賞品賞金は与えられない」、第 5 章 14-1-3 では「2 年間ナーダムには参加できない」となっている (2017 年 9 月 12 日参照)。
- 55) 2017 年 9 月 27 日インタビュー調査 (「ハルツァガ」の称号もつ力士 A 氏) 実施
- 56) 2017 年 9 月 27 日インタビュー調査 (「ハルツァガ」の称号もつ力士 A 氏) 実施。
- 57) 前掲 6) p.29